

気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2019年11月号

－催眠商法に注意！－

無料プレゼントにつられて行ってみたら、
高額な商品を買うはめに！

相談事例 1

久しぶりに祖母の家に行ったら、「期間限定の店に毎日通っている。雑貨を無料でもらえて、卵やレトルトパックなどがたったの100円で買える。店の人からは健康にまつわる話を詳しく聞けて、通うのがとても楽しい。」と言っていた。祖母は「その店で健康機器などを総額50万円ほど購入した。」と話している。騙されているのではないか。



消費者庁イラスト集より

「催眠商法」とは、閉め切った会場に人を集め、日用品や食品をただ同然で配るなどして盛り上げ、会場の雰囲気ですべての判断ができなくなった来場者に高額な商品を購入させる商法です。

最近では、長期間にわたって販売会を開催し、通い続ける高齢者と販売員との人間関係をつくりあげてから、高額な商品を次々と勧めるケースも見られます。

この手口による被害者は高齢者が多く、商品を購入するために老後の貯金を取り崩してしまう例もあります。

全国で毎年1,000件以上の相談が寄せられています。

※「催眠商法」は、最初にこの商法を行った業者の略称から「SF商法」とも呼ばれています。

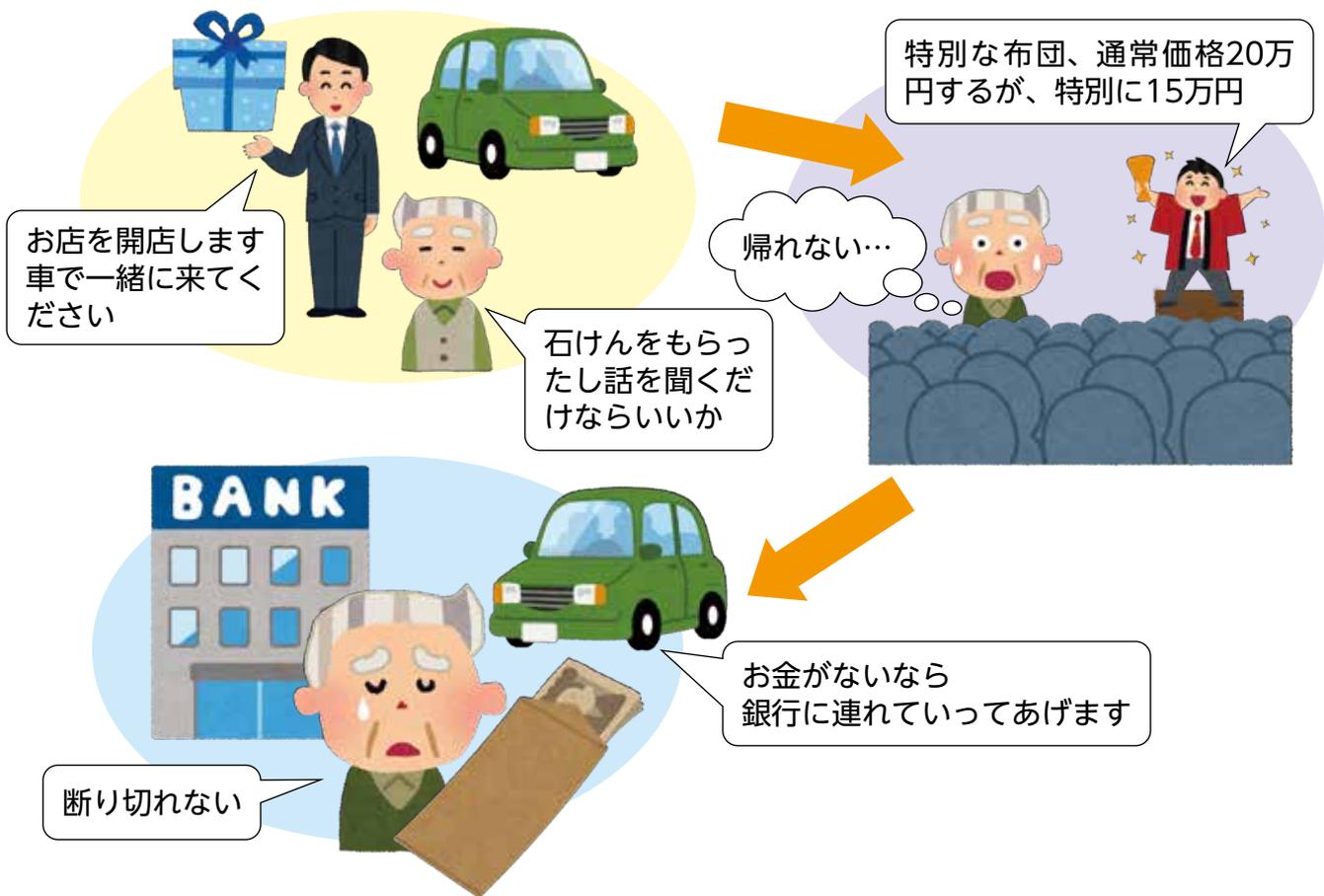
相談事例 2

庭の草むしりをしていたら、スーツ姿の若い男性が話しかけてきて「近所に店を出すので宣伝に来た。膝の痛みに効くサポーターなどを販売するので、一緒に来て商品を試してほしい。」と石けんをくれた。

「詳しい話は会場です。」と言われ、隣の集落の会場に車で連れて行かれた。来場者全員にサポーターが配られたので、途中で帰ることもできず話を聞いていたら、薄い布団を強引に渡された。

「特殊な繊維が入った敷パッド。足や腰の痛みに良い。20万円するが、今日現金で一括払いする人には特別に15万円で販売する。」と言われ、買うと言っていないのにその場で書類にサインをさせられた。

「お金がない。」と断ったら、そのまま銀行に連れて行かれ、仕方なく15万円を支払った。解約したい。



〈手口のポイント〉

- 高額な商品の販売という本来の目的を隠して、日用品等を無料や特価で配り人を集めます。
- 販売員が親切に対応して信用させ、巧みなセールストークによって、勧誘を断りにくい状況を作ります。

被害に遭わないためのアドバイス

- 粗品や楽しい話につられて販売会場に行かないようにしましょう。
- 販売会場に行っても、不要な商品であればあいまいな態度をとらず、きっぱり断りましょう。
- 「お金がない」という断り方では「本当は欲しがっている。」と受け取られて強引に契約させられる場合があります。「いいません」「やめます」など簡潔に断りましょう。
- 催眠商法は不意打ち的な勧誘によるものとして特定商取引法で定められている訪問販売に該当する場合があります。その場合、書面を受け取ってから8日間は契約を解除できるクーリング・オフの対象になります。
- 困ったときは早めに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

高齢者の家族や周囲の方へ

- 悪質業者は、巧みに高齢者の健康への不安を煽り、孤独に付け込んで親切にして信用させ、大切な財産を狙っています。
- 高齢者がある日を境に毎日楽しそうに出かけたり、家の中に今までなかった新しい商品が増えていたり、落胆しているなど、いつもと違う様子が見られる時は声をかけ、話を聞いてみましょう。
- 高額な商品を買わされた本人は、だまされていることに気づいていない場合や、後悔していても恥だと思い、人に話せない場合があります。高齢者に注意を促す場合は、頭ごなしに否定せずに、高齢者に寄り添った話し合いを心がけましょう。
- 一人で悩まず消費生活センターに相談するようにすすめましょう。本人に代わって相談することもできます。

注意!

**消費税率引き上げに便乗した
あやしい電話に気を付けて //**



- 消費税増税など、社会的に話題になっている出来事を口実に、言葉巧みに近づく手口が見られます。
- 金融機関や行政等が、消費税増税を理由に消費者個人に電話をかけることはありません。「お金が戻ってくる」等と言われても信用しないでください。
- 固定電話を常に留守番電話設定にしておく、番号を確認してから出るなどの対策をとりましょう。

多重債務者相談強化キャンペーン2019

●多重債務者のための 専門家による相談会

無料 要予約

	日時	会場/予約・問い合わせ先	日時	会場/予約・問い合わせ先
11月	16日(土) 10:00~12:00 13:00~15:00	県消費生活センター /同上	24日(日) 10:00~12:00 13:00~15:00	県嶺南消費生活センター /同上
	19日(火) 10:00~12:00	坂井市消費者センター /同上(0776-50-3030)	25日(月) 13:00~16:00	福井市消費者センター /同上(0776-20-5070)
	21日(休) 10:00~12:00	敦賀市役所 /敦賀市消費生活センター (0770-22-8115)	27日(水) 14:00~16:00	あわら市役所 /あわら市消費者センター (0776-73-8017)
	22日(金) 18:00~20:00	大野市消費者相談センター /同上(0779-66-1111)	29日(金) 17:00~19:00	小浜市消費生活相談室 /同上(0770-53-1140)
12月	5日(休) 14:00~16:00	勝山市消費者センター /同上(0779-88-8103)	-	-

*先に申込みが必要です。申込受付は、それぞれの開催日の予約・問い合わせ先までご連絡ください。

*弁護士による相談又は、司法書士による相談になります。

●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料 要予約

11・12月の開設日

開設時間 14:00~16:00

分野	11月		12月	
福井弁護士会 (法律)	5日(火)	県消費生活センター	2日(月)	敦賀市消費生活センター(0770-22-8115)
	7日(休)	県嶺南消費生活センター	3日(火)	県消費生活センター
	20日(水)	県消費生活センター	18日(水)	県消費生活センター

*先に申込みが必要です。申込受付は、県の消費生活センターまでご連絡ください。

12月2日(月)の申込受付は、敦賀市消費生活センターでもできます。

消費生活のご相談は...



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)
☎ : 0776-22-1102
FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)
☎ : 0770-52-7830
FAX : 0770-52-7831 (嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間 9:00~17:00 (平日、土日) (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

* 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければ、つながります。

発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県